



発行 新潟県  
号外 1  
平成27年4月3日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 36 新潟県議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任 (選挙管理委員会)
- 37 新潟県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (選挙管理委員会)
- 38 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数 (選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第36号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があり又は欠けた場合にその職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任した。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区		住所	氏名
新潟市北区	選挙長	新潟市北区松浜みなと13番15号	新保 伸
	同職務代理人	新潟市北区東栄町2丁目10番19号	高野 義晴
新潟市東区	選挙長	新潟市東区藤見町2丁目3番7号	二瓶 千代喜
	同職務代理人	新潟市秋葉区さつき野3丁目10番14号	佐藤 昌弘
新潟市中央区	選挙長	新潟市中央区春日町2番16号	辻 敏男
	同職務代理人	新潟市西蒲区巻大原851番地	山賀 健
新潟市江南区	選挙長	新潟市江南区江口3220番地1	熊倉 宗衛
	同職務代理人	新潟市江南区諏訪2丁目3番40号	島岡 征志
新潟市秋葉区	選挙長	新潟市秋葉区西古津2番20号	高橋 綾子
	同職務代理人	新潟市中央区秣川岸通1丁目2294番地4	太田 英次
新潟市南区	選挙長	新潟市南区上曲通361番地	原 同
	同職務代理人	新潟市西蒲区上小吉1510番地3	堀 文明
新潟市西区	選挙長	新潟市西区五十嵐中島2丁目19番5号	小林 進
	同職務代理人	新潟市秋葉区田家1丁目5番4号	本多 均
新潟市西蒲区	選挙長	新潟市西蒲区遠藤2467番地	大島 正雄
	同職務代理人	新潟市西蒲区巻甲4509番地2	細山 清彦
長岡市三島郡	選挙長	長岡市神田町1丁目4番地10	近藤 龍弘
	同職務代理人	長岡市信濃2丁目14番14号	中澤 宏輔
上越市	選挙長	上越市国府1丁目10番8号	西條 達男
	同職務代理人	上越市大字四辻町640番地	永野 正昭
三条市	選挙長	三条市下大浦1111番地	高野 賢司
	同職務代理人	三条市東本成寺17番1号	本間 一成
柏崎市刈羽郡	選挙長	柏崎市小倉町10番19号	大島 真弓
	同職務代理人	柏崎市四谷3丁目4番28号	金子 智
新発田市北蒲原郡	選挙長	新発田市下石川157番地甲	近嵐 宗賢
	同職務代理人	新発田市貝屋333番地2	佐藤 健吾
小千谷市	選挙長	小千谷市大字岩沢396番地1	大淵 賢司
	同職務代理人	小千谷市大字千谷甲1958番地	渡邊 辰男
加茂市南蒲原郡	選挙長	加茂市高須町2丁目1番9号	江部 謙治
	同職務代理人	加茂市大字天神林2353番地1	五十嵐 裕幸
十日町市中魚沼郡	選挙長	十日町市下条2丁目255番地	生越 誠
	同職務代理人	十日町市巳甲24番地	庭野 哲夫
見附市	選挙長	見附市指出町乙75番地1	松井 長一
	同職務代理人	見附市片桐町810番地	池山 久栄
村上市岩船郡	選挙長	村上市藤沢7番地28	磯部 康次
	同職務代理人	村上市門前804番地	木村 正夫
燕市西蒲原郡	選挙長	燕市小池5590番地3	田中 誠一
	同職務代理人	燕市吉田旭町2丁目5番22号	前山 正則
糸魚川市	選挙長	糸魚川市一の宮2丁目1番7号	渡邊 三司
	同職務代理人	糸魚川市横町1丁目5番12号	岩崎 良之
妙高市	選挙長	妙高市中町2番2号	尾崎 秀行
	同職務代理人	妙高市大字楡島168番地	西澤 澄男
五泉市東蒲原郡	選挙長	五泉市川内94番地	瀧澤 一彦
	同職務代理人	五泉市郷屋川2丁目6番35号	小黒 常樹

阿賀野市	選挙長	阿賀野市姥ヶ橋999番地の2	五十嵐 英雄
	同職務代理人	阿賀野市船居93番地	関川 嗣雄
佐渡市	選挙長	佐渡市椿43番地	川島 一三
	同職務代理人	佐渡市大浦775番地	渡辺 竜五
魚沼市	選挙長	魚沼市小平尾311番地	高橋 富榮
	同職務代理人	魚沼市四日町102番地	小幡 誠
南魚沼市南魚沼郡	選挙長	南魚沼市六日町659番地 5	若山 文雄
	同職務代理人	南魚沼市長崎1309番地	阿部 勉
胎内市	選挙長	胎内市山王1093番地	水澤 辰夫
	同職務代理人	胎内市西栄町 9 番46号	岩川 一文

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、それぞれ次のとおりである。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

新潟市北区選挙区	6,499,600円
新潟市東区選挙区	8,636,800円
新潟市中央区選挙区	7,958,100円
新潟市江南区選挙区	8,600,400円
新潟市秋葉区選挙区	6,571,200円
新潟市南区選挙区	7,101,100円
新潟市西区選挙区	7,484,000円
新潟市西蒲区選挙区	8,052,100円
長岡市三島郡選挙区	7,113,700円
上越市選挙区	6,614,700円
三条市選挙区	7,386,200円
柏崎市刈羽郡選挙区	7,112,000円
新発田市北蒲原郡選挙区	6,525,000円
小千谷市選挙区	6,479,900円
加茂市南蒲原郡選挙区	6,819,700円
十日町市中魚沼郡選挙区	6,245,500円
見附市選挙区	6,775,800円
村上市岩船郡選挙区	6,384,900円
燕市西蒲原郡選挙区	6,996,800円
糸魚川市選挙区	7,097,200円
妙高市選挙区	6,290,000円
五泉市東蒲原郡選挙区	6,208,600円
阿賀野市選挙区	6,981,400円
佐渡市選挙区	5,993,100円
魚沼市選挙区	6,586,500円
南魚沼市南魚沼郡選挙区	6,188,700円
胎内市選挙区	6,038,700円

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
38,609
- 2 選挙権を有する者の総数の、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数  
388,402
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数
 

新潟市北区	20,880
新潟市東区	38,047
新潟市中央区	48,893
新潟市江南区	18,877
新潟市秋葉区	21,456
新潟市南区	12,856
新潟市西区	43,181
新潟市西蒲区	16,675
長岡市三島郡	77,437
上越市	54,511
三条市	28,002
柏崎市刈羽郡	25,799
新発田市北蒲原郡	31,626
小千谷市	10,361
加茂市南蒲原郡	11,726
十日町市中魚沼郡	18,840
見附市	11,550
村上市岩船郡	19,959
燕市西蒲原郡	24,874
糸魚川市	12,840
妙高市	9,599
五泉市東蒲原郡	18,543
阿賀野市	12,375
佐渡市	16,812
魚沼市	10,789
南魚沼市南魚沼郡	18,383
胎内市	8,589